



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年9月21日火曜日 第2203号

### ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	667
施術機関の指定.....	667
指定医療機関の辞退.....	667
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	667
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	668
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	668
介護機関(地域包括支援センター)の指定.....	668
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	668
愛媛県民有林道事業補助金交付規程の一部改正.....	669
土地収用法に基づく事業の認定.....	688
道路の供用開始(県道新居浜港線).....	689
道路の供用開始(一般国道440号).....	689

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	689
-------------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	690
--------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1068号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
にしむら整形外科	医療法人にしむら整形外科	八幡浜市1510番地139	平成22年 8月1日
庄野薬局小松店	株式会社オネスト	西条市小松町妙口甲1540番地5	平成22年 9月21日

#### ○愛媛県告示第1071号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社ケアマックスコーポレーション	高知県高知市神田2141番地22	アクトヒューマンケア	伊予市下吾川2022番地1	平成22年9月1日
吉本園	西条市小松町新屋敷甲470-3	よしもと歯科	西条市小松町新屋敷甲470-3	平成22年7月1日
吉本成壽	西条市北条1651-3	吉本歯科	西条市北条1651-3	平成22年7月1日

メディコ21東大洲調剤薬局	株式会社レデイ薬局	大洲市東大洲149-3	平成22年 9月1日
メディコ21薬局・宇和店	株式会社レデイ薬局	西予市宇和町卯之町五丁目263-1	平成22年 9月1日
メディコ21薬局・れんげ店	株式会社レデイ薬局	西予市宇和町上松葉160番1	平成22年 9月1日
メディコ21薬局・重信店	株式会社レデイ薬局	東温市野田三丁目1-13	平成22年 9月1日
ナダベ薬局	灘部勝輝	伊予市灘町1-15	平成22年 7月14日

#### ○愛媛県告示第1069号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
整骨院ひまわり	三瀬弘靖	八幡浜市東新川1182-6	平成22年 6月10日

#### ○愛媛県告示第1070号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞 退 年 月 日
青野歯科クリニック	青野茂樹	宇和島市保手二丁目3番18号	平成22年 9月1日

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター八幡浜	八幡浜市産業通4番18号	平成22年8月1日
株式会社仁愛	新居浜市久保田町一丁目8番10号	ケアプラザ「サン愛」大町事業所	西条市大町字柳ケ内776-22	平成22年9月2日

## ○愛媛県告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアマックスコーポレーション	高知県高知市神田2141番地22	アクトヒューマンケア	伊予市下吾川2022番地1	平成22年9月1日

## ○愛媛県告示第1073号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアマックスコーポレーション	高知県高知市神田2141番地22	アクトヒューマンケア	伊予市下吾川2022番地1	平成22年9月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター八幡浜	八幡浜市産業通4番18号	平成22年8月1日
株式会社仁愛	新居浜市久保田町一丁目8番10号	ケアプラザ「サン愛」大町事業所	西条市大町字柳ケ内776-22	平成22年9月2日

## ○愛媛県告示第1074号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
上島町	越智郡上島町弓削上弓削1907番地1	上島町指定介護予防支援事業所	越智郡上島町弓削上弓削1907番地1	平成22年4月30日

## ○愛媛県告示第1075号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアマックスコーポレーション	高知県高知市神田2141番地22	アクトヒューマンケア	伊予市下吾川2022番地1	平成22年9月1日

○愛媛県告示第1076号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成22年度事業から適用する。ただし、この告示の際現に改正前の愛媛県民有林林道事業補助金交付規程別表第2様式第1号（その1）から同様式（その3）まで及び様式第5号（その1）から同様式（その3）までの規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の愛媛県民有林林道事業補助金交付規程別表第2様式第1号（その1）から同様式（その3）まで及び様式第5号（その1）から同様式（その3）までの規定により提出された書類とみなす。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																															
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）に規定する森林環境保全整備事業、林道施設災害関連事業及び森林居住環境整備事業、<u>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業並びに県単独林道整備事業をいう。</u></p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>9 省略</p> <p>10 <u>林業関係事業補助金等交付要綱に基づき平成18年度以前に採択された事業計画に係る事業（市町以外の事業主体が行うものに限る。）であつて平成22年度以後に行われるものについての別表第1の4の表1の項(1)ウ(ア)の規定の同年度及び平成23年度の各年度における適用については、同項(1)ウ(ア)補助率基準の欄中「同」とあるのは「当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接必要な工事費及び事務雑費の合計額をいい、工事の施工に付随する用地費、補償費その他間接的な経費は、含まない。）」と、同項(1)ウ(ア)補助率率市町以外の欄中「同」とあるのは「10分の6.5以内」とする。</u></p> <p>11 <u>平成21年度以前に採択された事業計画に係る事業（市町以外の事業主体が行うものに限る。）であつて平成22年度以後に行われるもの（前項に規定する事業を除く。）についての別表第1の規定の同年度以後における適用については、同表1の表1の項(1)ア(ア)補助率基準の欄中「林道に関する事業のため直接必要な工事費（工事雑費を除く。）」とあるのは、「林道に関する事業のため直接必要な工事費及び事務雑費の合計額」とする。</u></p> <p><b>別表第1（第3条、別表第2関係）</b></p> <p>1 森林環境保全整備事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事業の種目</th> <th rowspan="3">事業の種目の内容</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>率</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>市町以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1) 森林管理道（開設）及び森林</td> <td>ア 森林造成林道（間伐を行うための林道、水</td> <td>(ア) 離島を除く過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第</td> <td>自動車道 当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接</td> <td>10分の5.5以内</td> <td>10分の6以内</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種目	事業の種目の内容	補助率		基準	率	市町	市町以外	1 (1) 森林管理道（開設）及び森林	ア 森林造成林道（間伐を行うための林道、水	(ア) 離島を除く過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第	自動車道 当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接	10分の5.5以内	10分の6以内	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）に規定する森林環境保全整備事業、林道施設災害関連事業及び森林居住環境整備事業 _____ _____ 並びに県単独林道整備事業をいう。</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>9 省略</p> <p><b>別表第1（第3条、別表第2関係）</b></p> <p>1 森林環境保全整備事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事業の種目</th> <th rowspan="3">事業の種目の内容</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>基準</th> <th>率</th> </tr> <tr> <th>市町</th> <th>市町以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1) 森林管理道（開設）及び森林</td> <td>ア 森林造成林道（間伐を行うための林道、水</td> <td>(ア) 離島を除く過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第</td> <td>自動車道 当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接</td> <td>10分の5.5以内</td> <td>10分の6以内</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種目	事業の種目の内容	補助率		基準	率	市町	市町以外	1 (1) 森林管理道（開設）及び森林	ア 森林造成林道（間伐を行うための林道、水	(ア) 離島を除く過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第	自動車道 当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接	10分の5.5以内	10分の6以内
事業の種目	事業の種目の内容	補助率																																	
		基準	率																																
		市町	市町以外																																
1 (1) 森林管理道（開設）及び森林	ア 森林造成林道（間伐を行うための林道、水	(ア) 離島を除く過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第	自動車道 当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接	10分の5.5以内	10分の6以内																														
事業の種目	事業の種目の内容	補助率																																	
		基準	率																																
		市町	市町以外																																
1 (1) 森林管理道（開設）及び森林	ア 森林造成林道（間伐を行うための林道、水	(ア) 離島を除く過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第	自動車道 当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接	10分の5.5以内	10分の6以内																														

業	施業 道整 備(開 設)	源山地 におい て複層 林施業 を行う ための 保安施 設事業 と林道 の開設 とを一 体とし た事業 に係る 林道及 び保安 林整備 臨時措 置法昭 和29年 法律第 84号) 第8条 第1項 の規定 に基づ き指定 された 特定保 安林の 整備を 行うた めに開 設する 林道を いう。 以下同 じ。)	15号)第 2条第1 項に規定 する過疎 地域(同 法第33条 の規定に より過疎 地域とみ なされる 区域を含 む。)を いう。以 下同じ。)	必要 な 工事費 ( <u>工事 雑費を 除く。</u> ) __をい い、工 事の施 工に付 随する 用地 費、補 償費そ の他間 接的な 経費 は、含 まない。 以下同 じ。)								
			(イ)~(エ) 省 略									
			イ・ウ 省略									
業	施業 道整 備(開 設)	源山地 におい て複層 林施業 を行う ための 保安施 設事業 と林道 の開設 とを一 体とし た事業 に係る 林道及 び保安 林整備 臨時措 置法昭 和29年 法律第 84号) 第8条 第1項 の規定 に基づ き指定 された 特定保 安林の 整備を 行うた めに開 設する 林道を いう。 以下同 じ。)	15号)第 2条第1 項に規定 する過疎 地域(同 法第33条 の規定に より過疎 地域とみ なされる 区域を含 む。)を いう。以 下同じ。)	必要 な 工事費 ( <u>工事 雑費を 除く。</u> ) __をい い、工 事の施 工に付 随する 用地 費、補 償費そ の他間 接的な 経費 は、含 まない。 以下同 じ。)								
			(イ)~(エ) 省 略									
2	(1) 森 林管 理道 整備 (開 設)	ア 森林 造成林 道	(ア) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの	同	同	同	同	同	10分 の6 以内			
			(イ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振	同	同	10分 の6 以内	10分 の6 以内					

																	興山村の 地域で 行うもの						
																	(ウ) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同		10分 の 5 5 以内	10分 の 5 5 以内	
																	(エ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同		同	10分 の 6 以内	
																	イ 峰越 連絡林 道	(ア) 幹線林 道（離島 で行うもの）	同	同		10分 の 6 以内	10分 の 8 以内
																	(イ) 幹線林 道（ア以 外のもの）	同	同		10分 の 5 5 以内	60分 の43 以内	
																	(ウ) その他 の林道	同	同		同	10分 の 5 5 以内	
																	ウ 森林 造成林 道及び 峰越連 絡林道 以外の 林道	(ア) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で 行うもの	同	同		同	同
																	(イ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で 行うもの	同	同		同	10分 の 6 以内	
																	(ウ) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外	同	同		10分 の 5 以内	10分 の 5 以内	

2	(1) 森林管理道整備（森林災害等復旧林道）（開設）	ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの イ～エ 省略	同	同	同	10分の6以内

2 省略  
3 森林居住環境整備事業

		の地域で行うもの				
		(工) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同		10分の5.5以内
(2) 森林管理道整備（改良・舗装）	ア 幹線林道		同	同	同	同
	イ その他の林道（改良）		同	同		10分の3.5以内
	ウ その他の林道（舗装）		同	同		60分の23以内
3	(1) 森林管理道整備（森林災害等復旧林道）（開設）	ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの イ～エ 省略	同	同		10分の5.5以内
	(2) 林道改良・舗装	ア 幹線林道	同	同	同	10分の5.5以内
		イ その他の林道（改良）	同	同		10分の3.5以内
		ウ その他の林道（舗装）	同	同		60分の23以内
	(3) 改良調査	ア 幹線林道	同	同		10分の5以内
		イ その他の林道	同	同		10分の3以内

2 省略  
3 森林居住環境整備事業

事業の種目		事業 の種 目の 内容	補助率		
			基準	率	
				市町	市町 以外
1	(1)~(3) 省略				
森林 居住 環境 整備 事業					

事業の種目		事業 の種 目の 内容	補助率				
			基準	率			
				市町	市町 以外		
1	(1)~(3) 省略						
森林 居住 環境 整備 事業							
(4) 居 住環 境基 礎整 備	ア — 集 落 基 礎 整 備	(ア) — 集 落 林 道 整 備	a 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	自動 車道 及び 林道 情報 伝達 施設	同	10分 の6 以内	10分 の6 5 以内
			b a以外 のもの	同	同	10分 の6 5 以内	10分 の6 5 以内
		(イ) — 用 水 施 設 整 備	a 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	取水 から 配水 まで の施 設	同	同	同
			b a以外 のもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 5 以内
		(ウ) — 林 業 集 落 排 水 施 設 整 備	a 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	排水 管及 び排 水路 並び にこ れら に附 帯す る施 設	同	10分 の5 5 以内	10分 の6 5 以内
			b a以外 のもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 5 以内

	(エ)	一排水施設整備	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	排水路	同	10分の5.5以内	10分の6以内
			b a以外のもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
イ	(フ)	一公共施設等基盤整備	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	集会場、研修施設等	同	10分の5.5以内	10分の6以内
			b a以外のもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
	(イ)	一UJエタニン者用住宅基盤整備	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	UJエタニン者用の住宅	同	10分の5.5以内	
			b a以外のもの	同	同	10分の5.5以内	
	(ウ)	一自然工ネルギニ利活用施設	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	整地及び附帯施設	同	10分の5.5以内	
			b a以外のもの	同	同	10分の5.5以内	



	基盤整備					
ウ 融雪施設整備	(ア) 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	融雪パイプ、流雪溝等の施設	同		10分の5.5以内	10分の6.5以内
	(イ) (ア)以外のもの	同	同		10分の5.5以内	10分の5.5以内
エ 林業集落内健康増進広場整備	(ア) 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	広場及び附帯施設	同		10分の5.5以内	10分の6.5以内
	(イ) (ア)以外のもの	同	同		10分の5.5以内	10分の5.5以内
オ 林業集落内防災安全施設整備	(ア) 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	土留、防護柵、防雪施設、山火事防止用水槽、避難広場、避難歩道、誘導灯、安全柵、安全情報伝達施設等の施設	同		10分の5.5以内	10分の6.5以内

		(イ) (ア)以外のもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 5.5 以内
力 一 森 林 利 用 施 設 整 備		(ア) アクセス林道 整備	自動 車道 及び 林道 情報 伝達 施設	同	10分 の 5.5 以内	同
		(イ) フォレストア メニティ(森林 公園)施設整備	広場、 駐車 場、 キャ ンプ 施設、 休憩 施設、 遊具 施設、 修景 施設、 遊歩 道及 びこ れら の機 能保 持上 必要 な施 設	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内
		(ウ) 森林利用施設 等用排水施設整 備	用水 施設、 配水 管、 排水 施設 並び に排 水路 及び 配水 管	同	同	同
		(エ) 林道沿線修景 施設整備	修景 施設、 展望 広場、 林道 に併 設し た遊 歩道 等の 施設	同	同	同

	主 一 滞 在 施 設 整 備	(ア)	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	整地及び附帯施設並びに用水施設、配水管、排水施設並びに排水路及び配水管	同	10分の5.5以内	10分の6以内
			b a以外のもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
		(イ)	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	花木の植栽、広場、遊歩道、運動場、休憩施設、駐車場等	同	10分の5.5以内	10分の6以内
			b a以外のもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
(5) 居住地森林環境整備	ア 一 居 住 環 境 基 盤 整 備 と 組 み	(ア)	過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	自動車道	同	10分の6以内	10分の6.5以内
		(イ)	a以外のもの	同	同	10分の5.5以内	10分の6以内

わ せ て 行 う 林 道 整 備	イ 一 ア 以 外 の も の	(ア) 一 林 道 整 備 (森 林 管 理 道) (開 設)	a	(a) 離島 を除く 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	同	同	同	同
				(b) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	同	同	10分 の6 以内	10分 の6.5 以内
				(c) 離島 を除く 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内
				(d) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの	同	同	同	10分 の6 以内

b 一 峰 越 連 絡 林 道	(a) 幹線 林道離 島で行 うもの)	同	同	10分 の6 以内	10分 の8 以内
	(b) 幹線 林道 <sup>(a)</sup> 以外の もの)	同	同	10分 の5 5 以内	60分 の43 以内
	(c) その 他の林 道	同	同	同	10分 の5 5 以内
c 一 森 林 造 成 林 道 及 び 峰 越 連 絡 林 道 以 外 の 林 道	(a) 離島 を除く 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	同	同	同	同
	(b) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	同	同	同	10分 の6 以内
	(c) 離島 を除く 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内
	(d) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの	同	同	10分 の5 5 以内	10分 の5 5 以内

(イ) 一林道整備(森林管理道)(改良・舗装)	a 幹線林道	同	同	同	同
	b その他の林道(改良)	同	同	10分の3.5以内	10分の3.5以内
	c その他の林道(舗装)	同	同	60分の23以内	60分の23以内

4 森林整備事業

事業の種目			事業の種目の内容	補助率			
				基準	率		
				市町	市町以外		
1 一育成林整備事業	(1) 森林管理道整備(開設)及び森林施業道整備(開設)	ア 森林造成林道	(ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	自動車道	当該事業に係る事業費	10分の5.5以内	10分の6以内
			(イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分の6以内	10分の6.5以内
			(ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
			(エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内

イ 峰越 連絡林 道	(ア) 幹線林 道（離島 で行うも の）	同	同	10分 の6 以内	10分 の8 以内		
	(イ) 幹線林 道（(ア)以 外の も の）	同	同	10分 の 5.5 以内	60分 の43 以内		
	(ウ) その他 の林道	同	同	同	10分 の 5.5 以内		
	ウ 森林 造成林 道及び 峰越連 絡林道 以外の 林道	(ア) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの	同	同	同	同	
	(イ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの	同	同	同	10分 の6 以内		
	(ウ) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内		
	(エ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同	10分 の 5.5 以内	10分 の 5.5 以内		
2 一 共 生 環 境 整 備 事 業	(1) 森 林 管 理 道 整 備 ( 開 設 )	ア 森林 造成林 道	(ア) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの	同	同	同	10分 の6 以内
			(イ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの	同	同	10分 の6 以内	10分 の 6.5 以内

	(ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5.5以内	10分の5.5以内
	(エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内
イ 峰越連絡林道	(ア) 幹線林道(離島で行うもの)	同	同	10分の6以内	10分の8以内
	(イ) 幹線林道(ア)以外のもの	同	同	10分の5.5以内	60分の43以内
	(ウ) その他の林道	同	同	同	10分の5.5以内
ウ 森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道	(ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	同
	(イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内
	(ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5以内	10分の5以内



		(工) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同	10分 の 5.5 以内	10分 の 5.5 以内
	(2) 森 林管 理道 整備 (改 良・ 舗装)	ア 幹線林道	同	同	同	同
		イ その他の林道 (改良)	同	同	10分 の 3.5 以内	10分 の 3.5 以内
		ウ その他の林道 (舗装)	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内
3	(1) 林 道改 良・ 舗装	ア 幹線林道	同	同	10分 の 5.5 以内	10分 の 5.5 以内
		イ その他の林道 (改良)	同	同	10分 の 3.5 以内	10分 の 3.5 以内
		ウ その他の林道 (舗装)	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内
4	(1) 森 林居 住環 境整 備事 業全 体計 画調 査	ア 過疎地域の市町 及び振興山村の地 域で行うもの	基礎 調査 及び 全体 計画 の策 定	同	10分 の6 以内	
		イ ア以外のもの	同	同	10分 の 5.5 以内	
	(2) 居 住環 境基 盤整 備と 組み 合わ せて 行う 林道 整備 (開 設・ 改良)	ア 過疎地域の市町 及び振興山村の地 域で行うもの	自動 車道	同	10分 の6 以内	10分 の 6.5 以内
		イ ア以外のもの	同	同	10分 の 5.5 以内	10分 の6 以内

(3) (2) 以外 の林 道整 備	ア 森林基幹道（開 設）	同	同	同	10分 の7 以内	
	イ 林道（改良・ 舗装）	同	同	同	10分 の 5.5 以内	
	(イ) その他 の林道 （改良）	同	同	10分 の 3.5 以内	10分 の 3.5 以内	
	(ウ) その他 の林道 （舗装）	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内	
(4) 居 住環 境基 盤整 備と 組み 合わ せて 行う 林道 関連 施設 の整 備	ア 過疎地域の市町 及び振興山村の地 域で行うもの	整地 及び 附帯 施設、 用地、 取付 道等	同	同	10分 の 5.5 以内	10分 の6 以内
	イ ア以外のもの	同	同	同	10分 の5 以内	10分 の 5.5 以内
(5) (4)以外の林道関連施設の 整備	同	同	同	同	10分 の5 以内	

5 省略

別表第2（第22条関係）

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業、森林整備事業及び県単独林道整備事業の場合の様式

様式第1号（その1）（規程第6条第1項第1号の申請書）

省略

ただし、線（施設）事業に係る補助対象事業費  
円の割相当額

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1及び3から  
5までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号（その2）（申請書添付）

省略

省略	
内 訳	省略
	円
	省略
省略	

4 省略

別表第2（第22条関係）

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業及び県単独林道整備事業の場合の様式

様式第1号（その1）（規程第6条第1項第1号の申請書）

省略

ただし、線（施設）事業  
円の割相当額

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1、3及び4  
に掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号（その2）（申請書添付）

省略

省略	
内 訳	省略
	円
	円
省略	

注 省略

様式第1号(その3)(申請書添付)

省略

収支別	補助対象 予算 額	区 分	金 額	補助対象 事業費に 対する負 担率	備 考
省略					
支出		補助対象事業費	省略		
省略					

省略

注 省略

様式第1号(その4)・(その5) 省略

様式第2号(規程第6条第1項第2号の着工届出書)

省略

省略
----

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1及び3から5までに掲げる事業名を記入すること。

様式第3号(その1)(規程第6条第1項第3号の竣工届出書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1及び3から5までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第3号(その2)(しゅん功届出書添付)

省略

省略		
成 績 内 訳	省略	
	省略	
		円
	省略	
省略		

注 省略

様式第3号(その3)(しゅん功届出書添付)

収支精算書(抜粋)

区 分	補助対象事業費
省略	

注 備考欄には、補助対象事業費相当額に係る立替え、借入れ等の別を記入すること。

注 省略

様式第1号(その3)(申請書添付)

省略

収支別	補助対 象予算 額	区 分	金 額	事業費 ——に 対する負 担率	備 考
省略					
支出		事業費	省略		
省略					

省略

注 省略

様式第1号(その4)・(その5) 省略

様式第2号(規程第6条第1項第2号の着工届出書)

省略

省略
----

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1、3及び4 に掲げる事業名を記入すること。

様式第3号(その1)(規程第6条第1項第3号の竣工届出書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 3及び4 に掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第3号(その2)(しゅん功届出書添付)

省略

省略		
成 績 内 訳	省略	
	工事雑費	円
	事務雑費	円
	省略	
省略		

注 省略

様式第3号(その3)(竣工届出書添付)

収支精算書(ばつすい)

区 分	補助対象事業費 (補助対象工事雑費および事務雑費を含む。)
省略	

注 1 補助金の交付を受けていないときは、補助対象事業費に、該当補助率を乗じて得た額を掲上すること(備考欄へはその補助金相当額に属する立替、借入等を記入のこと。)

2 収支精算書は、補助対象事業費のばつすいで差し支えなく、なお精算額計と事業成績書の事業費は、合致すること。また、予算額と事業成績書の申請計画欄の事業費も合致すること。

様式第4号 省略

様式第5号(その1)(規程第6条第1項第1号の申請書)

省略

次のとおり補助金を交付して下さるよう、別紙関係書類を添えて申請します。

¥ \_\_\_\_\_

ただし、 \_\_\_\_\_ 年発生災害復旧工事に係る補助対象事業費  
円の 割相当額

注 省略

様式第5号(その2)(申請書添付)

省略

省略		
内 訳	省略	
		円
	省略	
省略		

注 省略

様式第5号(その3)(申請書添付)

省略

収支別	補助対象 予算額	区 分	金 額	補助対象 事業費に 対する負 担率	備 考
省略					
支出		補助対象事業費	省略		

省略

注 省略

様式第6号・様式第7号(その1) 省略

様式第7号(その2)(しゅん功届出書添付)

省略

省略		
成 績 内 訳	省略	
	省略	
		円
	省略	
省略		

注 省略

様式第7号(その3)(しゅん功届出書添付)

収支精算書(抜粋)

区 分	補助対象事業費
省略	

注 省略

3 交付を受けた補助金に、増減があつたときは、改めて  
精算書を提出すること。

様式第4号 省略

様式第5号(その1)(規程第6条第1項第1号の申請書)

省略

次のとおり補助金を交付して下さいよう、別紙関係書類を添えて申請します。

¥ \_\_\_\_\_

ただし、 \_\_\_\_\_ 年発生災害復旧工事に伴う関連事業費  
円の 割相当額

注 省略

様式第5号(その2)(申請書添付)

省略

省略		
内 訳	省略	
	工事雑費	円
	事務雑費	円
	省略	
省略		

注 省略

様式第5号(その3)

省略

収支別	補助対象 予算額	区 分	金 額	事業費 に 対する負 担率	備 考
省略					
支出		事業費	省略		

省略

注 省略

様式第6号・様式第7号(その1) 省略

様式第7号(その2)(しゅん功届出書添付)

省略

省略		
成 績 内 訳	省略	
	省略	
	工事雑費	円
	事務雑費	円
省略		

注 省略

様式第7号(その3)(竣功届出書添付)

収支精算書(ばつすい)

区 分	補助対象事業費 (補助対象工事雑費および事務雑費を含む。)
省略	

注 省略

様式第8号 省略

第4 規程第16条に定める事業の中止 又は廃止に関する様式及び規程第17条に定める事業の繰越しに関する様式

様式第9号 省略

様式第10号（規程第16条の事業中止申請書）

省略

当初計画				事業中止時の実施状況				備考
幅員	延長	補助対象事業費	補助金	幅員	延長	補助対象事業費	補助金	
省略								

様式第11号 省略

様式第12号（その1）（規程第17条の申請書）

省略

年間金額		年度内施行金額		事業の繰越しを必要とする金額	
補助対象事業費	補助金	補助対象事業費	補助金	補助対象事業費	補助金
省略					

注 省略

様式第12号（その2）（申請書添付）

省略

区 分	年 間 分	年度内施行分	繰越しを必要とする分
省略			
内 訳	省略		
		円	円
	省略		
省略			

注 省略

様式第12号（その3） 省略

様式第12号（その4）（申請書添付）

省略

全体計画(A)	省略		
	補助対象事業費	省略	
	省略		
繰越し事業(B)	省略		
	補助対象事業費	省略	
	省略		
省略			

注 省略

様式第13号（規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書）

様式第8号 省略

第4 規程第16条および第17条に定める事業中止又は廃止に関する様式および事業繰越しに関する様式

様式第9号 省略

様式第10号（規程第16条の事業中止申請書）

省略

当初計画				事業中止時の実施状況				備考
幅員	延長	事業費	補助金	幅員	延長	事業費	補助金	
省略								

様式第11号 省略

様式第12号（その1）（規程第17条の申請書）

省略

年間金額		年度内施行金額		事業の繰越しを必要とする金額	
事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金
省略					

注 省略

様式第12号（その2）（申請書添付）

省略

区 分	年 間 分	年度内施行分	繰越しを必要とする分
省略			
内 訳	省略		
	工事雑費	円	円
	事務雑費	円	円
省略			

注 省略

様式第12号（その3） 省略

様式第12号（その4）（申請書添付）

省略

全体計画(A)	省略		
	事業費	省略	
	省略		
繰越し事業(B)	省略		
	事業費	省略	
	省略		
省略			

注 省略

様式第13号（規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書）

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1 から 5 までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1 から 4 までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

○愛媛県告示第1077号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成22年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

八幡浜市

2 事業の種類

八幡浜市学校給食センター改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県八幡浜市保内町川之石地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市保内町川之石地内を起業地とする「八幡浜市学校給食センター改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、八幡浜市が設置する学校給食センターに関する事業であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、八幡浜市議会において八幡浜市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、八幡浜市は本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

八幡浜市では、現在、幼稚園3園、小学校16校及び中学校7校に対し、旧八幡浜市及び旧保内町に設置している学校給食センター2施設から学校給食を提供しているが、昭和40年に建設された八幡浜市学校給食センター及び昭和59年に建設された保内市学校給食センターは、ともに現在の衛生管理基準を満たしていないほか、施設の老朽化も進んでおり、ドライシステム化や非汚染区域と汚染区域の明確な区分等、衛生管理に配慮した施設の早急な整備が求められている。

このような状況を踏まえ、「八幡浜市学校給食センター改築事業内部検討委員会」において今後の方向性を検討した結果、現在の2施設を1施設に統合する報告がなされ、平成19年1月に定めた「八幡浜市総合計画」の中でも本件事業は学校教育の充実に係る主要事業として位置づけているものである。

本件事業の施行により、ドライシステム化等衛生管理基準に配慮した学校給食センターが整備され、安全で衛生的な学校給食の提供が可能となるほか、見学者通路や研修室等の設置により、食に関する開かれた教育の場の提供にもつながるものと認められる。

また、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象となるような大規模で環境への大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、また、施設的设计に当たって、地域環境に配慮した対策を講じていることから、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現在設置されている学校給食センター2施設は、いずれも老朽化しており、衛生設備等の改善が必要な状況であることから、できるだけ早期に衛生管理に配慮した学校給食センターを整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、一時的な利用に供される範囲は存在しないため、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。  
 したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があ

ると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
 八幡浜市役所

○愛媛県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜港線	新居浜市滝の宮町乙73番5 から 同町乙18番7 まで	平成22年 9月21日

○愛媛県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5894番 1 から 同字横野5964番 1 まで	平成22年 9月21日
”	”	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12690番 2 から 同字郷角12681番 3 まで	平成22年 9月21日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 8月31日	特定非営利活動法人 農業で古里創りNPO	白 戸 邦 生	松山市北斎院町682番地の3	この法人は、不特定多数の人々を対象に、耕作放棄地の有効活用や過疎農村問題を中心とした、都市生活者と農村住民との交流事業などを展開し、日本人の原点である農村の原風景や文化、地域社会問題にも目を向けながら、楽しい農業の出来るまちづくりの支援や農業を通じた障害者に対する支援活動を行うことによって、地域の活性化を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会告示第62号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年9月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																																											
1・2 省略				1・2 省略																																											
3 老人ホーム				3 老人ホーム																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有料老人ホームサンリベラル道後</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ケアハウスア</u> <u>テーナ</u></td> <td><u>軽費老人ホー</u> <u>ム</u></td> <td><u>松山市保免中</u> <u>3 - 3 - 23</u></td> <td><u>平成22年9月</u> <u>21日</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	省略				有料老人ホームサンリベラル道後	省略			<u>ケアハウスア</u> <u>テーナ</u>	<u>軽費老人ホー</u> <u>ム</u>	<u>松山市保免中</u> <u>3 - 3 - 23</u>	<u>平成22年9月</u> <u>21日</u>	省略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有料老人ホームサンリベラル道後</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	省略				有料老人ホームサンリベラル道後	省略							省略			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日																																												
省略																																															
有料老人ホームサンリベラル道後	省略																																														
<u>ケアハウスア</u> <u>テーナ</u>	<u>軽費老人ホー</u> <u>ム</u>	<u>松山市保免中</u> <u>3 - 3 - 23</u>	<u>平成22年9月</u> <u>21日</u>																																												
省略																																															
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日																																												
省略																																															
有料老人ホームサンリベラル道後	省略																																														
省略																																															
4 省略				4 省略																																											